

静岡県耐震診断補強相談士の業務

● 静岡県耐震診断補強相談士とは

建築士（1級、2級、木造）、大工（実務経験7年以上）で県指定の講習会を受け、相談士として認定・登録された者。

● 静岡県耐震診断補強相談士の業務

○ 「わが家の専門家診断」での無料耐震診断

・市や町から委託された建築団体（建築士会等）を通じて、調査依頼されます

<手順>

- (1) 住民が市・町に耐震診断を申し込む
- (2) 市・町は建築団体に耐震診断を依頼する
- (3) 建築団体から相談士に耐震診断を依頼する
- (4) 相談士は耐震診断を申し込んだ方との連絡調整（1週間程度を目安に）
- (5) 現地調査、図面等確認を行い、耐震診断の実施
- (6) 診断報告書を作成し、団体担当者のチェックを受ける
- (7) 耐震診断申込者へ耐震診断報告書を提出し、耐震診断結果を説明
（診断終了後1ヶ月以内）
（耐震補強に係る補助制度等の説明、耐震補強工事に関する相談、など）
- (8) 耐震診断報告書を建築団体等に提出する
（市・町によって提出先は異なる）
- (9) 建築団体から相談士に報酬の支払い
（市・町と建築団体との契約により時期は異なる）

● 相談士の資格でできる補助業務（住民との個別の契約により実施）

○ 補強計画の策定 （建築士事務所に属する相談士に限る）

- ・耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅への耐震補強工事の計画策定
- ・当該住宅の耐震補強工事後の評点の計算

○ 耐震補強工事における評点の確認 （建築士事務所に属する相談士に限る）

- ・補強計画どおりに耐震補強工事が行われているかの確認
- ・補強箇所などに変更があった場合の評点の再計算

※耐震補強工事自体は相談士の資格が無くても実施できるが、耐震補強後の評点の確認には必要

● 市・町における木造住宅耐震化の推進活動への協力

地域での耐震相談・訪問相談など耐震化促進のために協力（内容は市・町によって異なる）

● 登録者名簿の公表

相談士の登録をした者は、登録者名簿に登載され、県及び市・町の窓口等で公表する。